

# 令和2年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 令和2年 3月31日 午前 11時00分  
閉会日時 同 上 午後 12時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 望月京子  
委 員 日高芳一  
委 員 齋藤初夫  
委 員 塚本 亨  
委 員 大里豊子

## 議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	秋元 高志
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学 務 課 長	神長 康夫
・指 導 室 長	加藤 憲司	・学校教育支援担当課長	山岸 健司
・統括指導主事	木村 文彦	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	南部 剛
・中央図書館長	尾形 保男		

## 書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 小花高子 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 午前11時00分

**○教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和2年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が24件、報告等が2件でございます。

それでは議案第7号、葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。まず提案理由でございます。組織改正に伴いまして、学校施設課を廃止するほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、第2条及び第3条をご覧くださいと思いますが、こちらは学校施設を含めました公共施設の有効利用などにつきまして、総合的なマネジメントを行っていくために、教育委員会事務局の現学校施設整備担当課長を学校施設計画担当課長に名称変更した上で、施設部に移管するものでございます。また第3条に記載の学校施設整備担当課長を削除いたしまして、施設部との協議、調整を行ってまいります、学校施設担当課長を新設いたしますとともに、第2条に記載の学校施設課を廃止いたしまして、教育総務課の中に学校施設係を新設していくというものでございます。新たに設置いたします学校施設係の分掌事務につきましては、今回廃止いたします学校施設課の分掌事務を主に担っていくものでございます。

次に、教育情報係の新設についてでございます。表の中ほどでございます。学校教育の情報化につきまして、指導室の教育振興係と学務課の学事係で連携をして行ってきたところでございますけれども、平成31年3月に策定いたしました、「かつしか教育情報化推進プラン」、これに基づいて環境面ですとか、運用面での整備、推進していくということ、それからまた国のGIGAスクール構想等への対応、こちらを確実に進めていくということで、指導室内に新たに専門の係を教育情報係として設置するものでございます。

次に、生涯学習課の学び交流事業推進係と、それから区民大学担当係の係名の変更ということでございます。まず学び交流事業推進係につきましては、当初、学び交流館の事業を主に担ってきたところでございますけれども、昨今、学び交流館以外の事業も多くなっているということ、それからまた生涯学習情報の提供に関する事務を生涯学習係から引き継ぐということで、区民ですとか、サークル、団体の自主的な学習活動に対するきめ細かい支援を行っていくということで、学び支援係に係名を改めるというものでございます。

また、区民大学担当係につきましては、今後講座体系ですとか、学びの仕組みづくりの再構

築等を検討していくということで、新たな事務に取り組んでいくことも含めまして、改めて係名もリニューアルするというものでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ目、それから3ページ目の第4条からは、ただいま申し上げました各課、係の事務分掌の変更内容を記載させていただいてございますので、ご確認いただければと思います。

そのほか、文言の整理といたしまして、組織改正に伴って担当係と担当課長がなくなったことから、こちらは削除させていただいてございます。

本改正につきまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** 1点だけございます。今のご説明ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただきました、教育情報係のところは、Society5.0、あるいはGIGAスクール構想ということで、ICTの進捗に非常に大事なことだと思いますので、ぜひ推し進めていただきたいと思います。以上です。

**○教育長** ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** では異議なしと認め、議案第7号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第8号、葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** 葛飾区教育財産管理規則の一部を改正する規則でございます。まず提案理由でございます。組織改正に伴いまして、課長の定義のところ担当課長を加えますほか、規定の整備をする必要があるということで、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいければと思います。こちら、現在学校施設課長が、区立学校等の教育財産の管理を行っておりますけれども、組織改正に伴いまして学校施設課が廃止されて、新たに設置されます学校施設担当課長が区立学校等の教育財産の管理を行うため、第2条第3項に規定されてございます課長の定義の中に、担当課長を加える改正を行うものでございます。

そのほか、第2条第1号、第2号の改正につきましては、文言の整理を行わせていただいたものでございます。地方自治法の法令番号、それから葛飾区教育委員会事務局組織規則の第2条に規定する課に改めるということでございます。

本改正については、令和2年4月1日から施行としたいと考えてございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** それでは、異議なしと認め、議案第8号について原案のとおり可決いたします。

次に、議案第9号、葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則でございます。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、非常勤職員の一部を廃止するほか、所要の改正があるというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表の別表をご覧くださいければと思います。一番下のところからになります。こちら、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、非常勤職員の任用要件の厳格化というものを行ってございます。特別職の非常勤につきましては、専門的な知識経験に基づき助言、調査を行う者に限定されるということでの厳格化になってございます。現在、教育委員会の非常勤職員でこれらの要件に該当する職というのが、学校医など診断を行う医師、それから助言等を行う学校薬剤師、法令等により設けられました青少年委員及びスポーツ推進委員ということになってまいりますので、そのほかの非常勤職員については、新たに創設される会計年度任用職員に移行、または廃止ということで削除されるというものでございます。

新旧対照表の1ページにお戻りいただきまして、第2条の報酬の額の規定についてでございますが、第2条第2項に該当する非常勤職員が全て削除されますため、同法の規定を削除するものでございます。

また、第3条、時間を単位とする報酬の支給方法の規定につきましても、該当する非常勤職員が全て削除されたために、同条の規定を削除いたしますとともに、規則の題名、見出しから支給方法を削除して、葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則に改めるものでございます。

こちらについても、令和2年4月1日から施行というふうに考えてございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** では異議なしと認め、議案第9号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第10号、葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由につきましては、会計年度任用講師の報酬の支払いに関する事務等を、葛飾区総務部人事課等の職員に補助執行させるほか、規定の整備をする必要がございますので、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧くださいいただければと存じます。まず、表の9、それから10をご覧くださいいただければと思いますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げた会計年度任用講師及び非常勤職員の報酬の支払い等を区の給与事務をつかさどります総務部人事課の職員に補助執行をさせるということで、こちらを事務の効率化を図るため、追加するものでございます。

次に、表の11から19、こちらの改正ですが、先ほど申し上げた組織改正に伴いまして、区立学校の修繕等の事務、こちらを区長部局の施設部の補助執行とさせることで、教育委員会と区長部局の一体的な執行を図るものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** では、異議なしと認め、議案第10号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第11号、葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由につきましては、プール開放事業の使用料の免除に関する規定を設けるほか、所要の改正をする必要があるというものでございます。

こちらも新旧対照表をご覧くださいいただきまして、まず第9条第1項でございます。こちら、鎌倉公園プールの廃止に伴いまして、来年度から東柴又小学校のプール開放を行っていく予定でございますが、鎌倉公園プールにつきましては、障害者、それからまたその介護者、個人の利用

料金、こちらを全額免除としていたところでございます。現行のプール開放事業につきましては、団体利用の免除規定はありましたけれども、個人の利用に係る部分はありませんでしたので、東柴又小学校プールを含めますプール開放事業について、全般として障害者及びその介護者の個人利用の免除ということでの規定を設けたものでございます。

加えまして、第2項、それからまた第3項、第4項におきまして、使用料の減額、免除を受けようとする場合の手続について規定の整備を行ったものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第11号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第12号、葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正についてを上程いたします。教育総務課長。

**○教育総務課長** 葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について、ご説明させていただきます。提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員に関する専決事案を定めますほか、所要の改正をする必要があるというものでございます。

それでは、4枚おめくりいただきまして、新旧対照表の別表第1のところをご覧いただければと思います。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員の任免、それから分限及び懲戒について新たに定めますほか、あわせまして幼稚園教育職員の分限及び懲戒について、別表第1のほうに明記するものでございます。

まず別表第1の左から3列目、教育次長等の専決事案のところでございます。現行の一般職員及び非常勤職員の任免に関することに、新たに会計年度任用職員を加えまして、2の2といたしまして、「幼稚園教育職員（園長及び副園長を除く。）及び会計年度任用講師の分限（免職を除く）に関すること」を加えるものでございます。

続きまして、委員会の議決事案のところをご覧いただければと思います。こちらには新たに4の2といたしまして、「園長及び副園長の分限及び懲戒に関すること」を加えまして、また4の3といたしまして、「幼稚園教育職員（園長及び副園長を除く。）及び会計年度任用講師の分限免職及び懲戒に関すること」を加えるものでございます。そのほか、委員会の議決事案の「課長及びこれに準ずる職にある者以上の職員」の文言を、「部長級職員及び課長級職員」というように文言の整理をさせていただきまして、新旧対照表の3ページの備考欄、その表の外側に用語の定義を新たに加えたというものでございます。

また、新旧対照表1ページの第38条に規定してございます「職員」を明確にするために、「起

案者及びその上司」としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 12 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 12 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 13 号、会計年度任用講師の給料または報酬の額に関する規則を上程いたします。指導室長。

**○指導室長** それでは議案第 13 号、会計年度任用講師の給料または報酬の額に関する規則についてご説明をいたします。提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用講師の給料又は報酬の額を定める必要がございますので、本案を提出するものでございます。会計年度任用職員制度の導入に当たり、条例等の整備は区長部局で行っているところでございますが、教育公務員特例法で規定される講師に該当する職種の任用や、給料または報酬の額は教育委員会で別に定める必要がございます。このため、令和元年 12 月 25 日の本委員会において、会計年度任用講師の任用等に関する規則についてご決定をいただいたところでございますが、本件は任用の規定に続き、給料または報酬の額を定めるものでございます。

まず目的、第 1 条をご覧ください。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第 4 条の規定に基づき、会計年度任用講師の給料または報酬の額を定めるものでございます。

次に第 2 条は、講師の職名ごとに具体的な給料または報酬の額で定めるもので、別表により定めることとしております。本区におきましては、会計年度任用講師は別表にある三つの職が該当しており、それぞれ時間額による報酬額を定めるものでございます。金額は記載のとおりでございます。

最後に、この規則につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 13 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 13 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 14 号、葛飾区教育委員会会計年度任用講師懲戒分限審査委員会規程について、上程をいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 14 号、葛飾区教育委員会会計年度任用講師懲戒分限審査委員会規程について、ご説明いたします。まず提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用講師に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期するため、葛飾区教育委員会会計年度任用講師懲戒分限審査委員会を設置する必要がございますので、本件を提出するものでございます。

1 枚おめくりください。葛飾区教育委員会訓令第 2 号案でございます。内容でございますが、第 1 条をご覧ください。会計年度任用講師に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期するため、同委員会を設置する旨定めております。

次に第 2 条では、講師の定義を定めております。地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であって、教育公務員特例法第 2 条第 2 項に定める講師に該当するものと定めております。具体的には議案第 13 号でご案内した三つの講師でございます。

次に第 3 条で、本委員会の所掌事項を定めまして、葛飾区教育委員会の諮問に応じ、職員に対する地方公務員法第 29 条の規定に基づく懲戒処分並びに同法第 28 条の規定に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分について審査答申することとしております。

次に第 4 条、本委員会の組織でございます。本委員会は、委員長及び委員で組織いたします。委員長には教育長、委員には教育次長、学校教育担当部長、教育総務課長、指導室長及び学校教育支援担当課長の職にある者を充ててございます。

1 枚おめくりください。次に第 5 条、委員長及び代理でございます。委員長は本委員会を代表し、会務を総理いたします。なお、委員長に事故あるとき又は欠けたときには、前条に掲げる委員の順序により、その委員が職務を代理することとしております。

次に第 6 条の招集、第 7 条の定足数及び表決でございます。本委員会は委員長が招集いたします。会議の定足数は委員長を含め委員 3 人以上の出席が必要としております。また、議事の表決に当たっては、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとしております。

次に第 8 条の委員以外の者の出席等でございますが、委員長は必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる旨を定めております。

次に第 9 条の除斥でございますが、委員長及び委員は、自己または親族の一身上に関する事案について、その議事に参加することができない。ただし、本委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる旨、定めてございます。

最後になりますが、この訓令につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。



説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 質問ではなくて意見だけ述べさせていただきます。今、現下の新型コロナウイルス禍のことで働き方云々と、非常に休業に対する関心が高い昨今でございます。とにかくいち早く取り上げて、予算のこともそうですけれども、全員が安心して働ける環境の提案というふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。意見だけでございます。

○**教育長** ほかに、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 14 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第 14 号について原案のとおり可決いたします。

次の議案の審議ですが、議案第 15 号から議案第 20 号は関連のある議案でございますので、一括して上程をしたいと存じます。それでは、議案第 15 号、葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則、議案第 16 号、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、議案第 17 号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、議案第 18 号、学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、議案第 19 号、葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について及び議案第 20 号、学校職員服務取扱規程の一部改正についてを一括して上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 15 号、葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。まず、提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に関する規定を設けるほか、所要の改正をする必要があるので本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、まず 1 点目として、会計年度任用職員制度の導入により、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例が改正されることにより、時間講師に期末手当が支給されるようになりました。そのため、第 2 条第 1 項第 10 号では、時間講師への期末手当の支給について新たに規定をするものでございます。

第 11 号につきましても、会計年度任用職員制度の導入により、都立学校等に勤務する講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則が改正されることによる変更でございます。変更例といたしましては、同条同項同号のア及びイについては、時間講師及び日勤

講師は会計年度任用職員へと変更となるため、秘密公開の許可規定及び研修に関する規定は地方公務員法で定められることにより削除されるものでございます。同条同号につきましては、そのほかも同様に規定の削除や新設などを行うものでございます。

第12号につきましても、会計年度任用職員制度の導入により、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の題名を、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例へと改め、再雇用職員の記載を、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき東京都教育委員会に任用される会計年度任用職員へと改めるものでございます。また、同条同項同号にウとして、期末手当に関する規定を新設するものでございます。

第13号につきましても、会計年度任用職員制度に導入により、区立学校の養護教諭等の臨時的任用の根拠について、地方公務員法第22条の2第1項へ改め、臨時的任用の記載を会計年度任用職員へ改めるものでございます。

第14号につきましても、会計年度任用職員制度の導入により、臨時的任用職員の記載を会計年度任用職員へ改めるものでございます。

本改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第16号、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についてご説明をいたします。まず、提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の定義を改めるほか、規定の整備をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料を2枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、会計年度任用職員制度の導入により、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員へ変更となることから、第2条第3号について、一般職の非常勤職員の任用根拠である地方公務員法第17条についての記載を、会計年度任用職員の任用根拠となる同法22条の2第1項第1号へと改め、一般非常勤職員についての記載を、会計年度任用職員へと改めるものでございます。

また同様に、第4条第2項について、一般職非常勤職員についての記載を、会計年度任用職員へ改めるものでございます。

本改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてご説明をいたします。まず提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、学校職員の定義を改める必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料を2枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、会計年度任用職員制度の導入により、第2条第1項第3号で規定されております非常勤職員の記載について削除をするものでございます。

本改正につきましては、令和2年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、議案第18号、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてご説明をいたします。まず提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に関する規定を設ける必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料を2枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、会計年度任用職員制度の導入により、一般職の非常勤職員が、会計年度任用職員へと変更となることから、第1条について、一般職の非常勤職員の任用根拠である地方公務員法第17条についての記載を、会計年度任用職員の任用根拠となる同法22条の2第1項第1号へと改め、非常勤の職員の記載を、会計年度任用職員へと改めるものでございます。

本改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号、葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正についてご説明をいたします。まず、提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に関する規定を設けるほか、所要の改正をする必要がありますので、本案を提出するものでございます。

資料を2枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、会計年度任用職員制度の導入により、別表2の部(1)の校長の決裁事案の欄中の「臨時職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」へと改め、また同表同部(2)の副校長専決事案の欄中の「非常勤講師及び嘱託員」を「会計年度任用職員」へ改めるものでございます。

そのほか、備考1では、会計年度任用職員等を新たに加え、備考2では、教育職員の職の並びの整理等を行うものでございます。

本改正につきましても、令和2年4月1日より施行するものでございます。

議案第20号、学校職員服務取扱規程の一部改正についてご説明をいたします。まず、提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に関する規定を設ける必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料を2枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、会計年度任用職員制度の導入により、一般職の非常勤職員が、会計年度任用職員へと変更となることから、第2条第3号について、一般職の非常勤職員の任用根拠である地方公務員法第17条についての記載を、会計年度任用職員の任用根拠となる同法22条の2第1項第1号へと改め、非常勤の職員についての記載を、会計年度任用職員へと改めるものでございます。

第7条、第8条の2及び第15条第3につきましても、一般職非常勤職員を会計年度任用職員へ改めるものでございます。

本改正は、令和2年4月1日より施行を予定しております。

説明は以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員

○齋藤委員 ただ聞きたいだけなのですけれども、説明の中で、附則でもって、規則は4月1日から施行するというのと、訓令と二つあるのですけれども、前にも規則と訓令を使い分けているのですけれども、規則と訓令の使い分けというのはどういうことなのですか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 規則については、教育委員会でそのようにつくるもの。規程もそうなのですが、訓令については規程ですね。規程の改正については訓令で行うという形になってございますので、そのように整理をされております。

○齋藤委員 規則と規程の違いで使い分けているということですか。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 規則と訓令の違いについて、補足で説明させていただきます。規則も訓令も教育委員会で定めることは同一ですけれども、規則については、例えば使用料の徴収について、条例の定めるところにより、区民の方に対して一定の義務を課すことを定めることができます。しかし、規程については教育委員会の命令ですので、教育委員会から事務局の職員、あるいは事業所、学校に対してこういうふうに事務を取り扱いなさいという命令を条文形式で定めているというものであり、行政の内部にその効力が限定されるものでございます。一番大きな違いは、法律や条例の委任がある場合は、規則のように外部の方を対象として、一定の制限を課すとか、権利を制限するような定めを置けるのか、訓令のように単なる内部の命令かどうかでございます。

○教育長 よろしいですか。そのほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、個別にお諮りしてまいります。初めに、議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第15号について原案のとおり可決といたします。

続きましてお諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第16号について原案のとおり可決といたします。

続きましてお諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第17号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 18 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 18 号について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 19 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 19 号について、原案のとおり可決いたします。

続いて議案第 20 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 20 号について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 21 号、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 議案第 21 号、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。提案理由でございますが、教育職員等の業務量の適切な管理その他当該職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、文部科学大臣が定める指針に基づき、教育職員等の在校等時間の上限について定めるほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料を 1 枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、まず 1 点目の改正として、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部の改正により、栄養教諭の上位職として新たに設置できることとなった主任栄養教諭及び主幹教諭(栄養)について、第 6 条の 3 第 7 項及び第 6 条の 6 第 3 項に規定するものでございます。

2 点目の改正といたしまして、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、教育職員等の在校等時間の上限について、第 22 条の 2 として新たに規定するものでございます。具体的な内容といたしましては、教育職員等の業務量の適正な管理について、文部科学大臣の定める指針に準じて、教育職員等の在校等時間について、原則 1 月について 45 時間、1 年について 360 時間を上限とするものでございます。

また、児童又は生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、例外として、1 月について 100 時間未満や 1 年について 720 時間以内を上限とするなど、あわせて所要の改正をするものでございます。

本改正につきましては、令和 2 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 21 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 21 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 22 号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** 議案第 22 号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。まず、提案理由でございますが、労働基準法の一部改正に伴い、職員別給与簿の保存期間を 5 年と改めるほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料を 1 枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容につきましては 2 点ございます。まず 1 点目といたしまして、労働基準法の改正により、賃金請求権の消滅時効の年数が、現行 2 年であるところが 5 年に延長され、あわせて賃金台帳等の労働関係に関する重要な書類の保存年限も、現行 3 年間であるところが 5 年間に延長されました。そのため、第 6 条で規定されている職員の給与簿の保存年限を 3 年から 5 年に改正するものでございます。

2 点目といたしましては、臨時的に任用された職員が病気休暇を取得した際に、現行では給与の減額を行うものとしておりました。しかし、地方公務員法の改正により、臨時的に任用する要件が常時勤務を要する職に欠員を生じた場合のみに厳格化されたことを踏まえ、特別区全体で見直しを行い、常勤職員と同様の取り扱いをするため、この規定を削除するものでございます。

本改正につきましては、令和 2 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 22 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 22 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 23 号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例執行規則の一部を改正する規則を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** 議案第 23 号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例執行規則の一部を改正する規則について説明をいたします。まず、提案理由でございますが、幼稚園教育

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の在校等時間の上限について定めるほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料の3枚目からが新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、まず1点目として、第13条では、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員から引き続いて幼稚園教育職員となった場合、会計年度任用職員であったときの当該年度の年次有給休暇の残日数を繰り越せるよう、第3項として新たに規定をしております。第14条の2につきましても、会計年度任用職員から引き続いて幼稚園教育職員の育児短時間勤務職員等について、同様の取り扱いとなるよう、第3項にて新たに規定をしております。

2点目の改正といたしまして、臨時的に任用された職員の年次有給休暇について、任用期間が終わり引き続き任用された場合や、任用期間が更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐことができるよう、第15条の第1項から第6項で規定をしております。

3点目の改正といたしましては、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理について、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正の中で、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする規定しておくため、第32条の4として新たに規定をしております。

具体的な内容といたしましては、文部科学大臣の定める指針に準じて、幼稚園教育職員の在校等時間について、原則1月について45時間、1年について360時間を上限としております。また、幼児に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、例外として1月について100時間未満や、1年について720時間以内などを上限としております。

本改正は令和2年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第23号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第24号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** 議案第24号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。まず、提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、期末手当の支給対象外の範囲を改めるほか、所要の改正をする必要がございますので、本

案を提出するものでございます。

資料を1枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、まず1点目の改正として、期末手当支給において、基準日前1月以内に退職した職員は期末手当の支給対象となりますが、退職後引き続いて会計年度任用職員となった場合は、会計年度任用職員として期末手当の支給があることから、幼稚園教育職員としての期末手当の支給対象からは除外するよう、第2条第5項に新たに規定するものでございます。

2点目の改正として、期末手当は欠勤等日数に応じて支給割合が減じられて支給されるものであり、無給の妊産婦休養職免については、欠勤等日数としない取り扱いでしたが、規定上、欠勤等日数の対象となる無給職免から除かれていないため、第5条第9項の改正を行うものでございます。

本改正の施行日につきましては、1点目の改正は令和2年4月1日、2点目の改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第24号について議案のとおり可決といたします。

次に、議案第25号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** 議案第25号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。まず、提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給割合を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

資料を1枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、第4条、支給割合について、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、昨年12月に改正を行った年間0.15月分の加算分について、12月分に0.15月割り振っていたものを、6月に0.075月分、12月に0.075月分と均等に割り振りをし直すものでございます。これにより一般職員は1.025月、管理職員については1.225月の支給割合となります。年間の総支給月数については、変更はございません。また、再任用職員についても同様の趣旨で改正を行っており、一般職員は0.5月、管理職員については0.6月の支給割合となります。

本改正は令和2年4月1日より施行するものでございます。



説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 25 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 25 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 26 号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** 議案第 26 号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。まず提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与の減額免除の基準を改正する必要があるがございますので、本案を提出するものでございます。

資料を 1 枚おめくりください。新旧対照表となっております。改正内容といたしましては、総務省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止において、出勤することが著しく困難であると認められる場合において、職員の給与の減額を免除できるよう基準を改正するものでございます。

本改正は、公布の日からの施行となります。適用につきましては、区長部局の職員の取扱いについて定めている特別区人事委員会規則、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則の施行日が令和 2 年 3 月 2 日であることから、同日まで遡及適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 26 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 26 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 27 号、葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正についてを上程いたします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、議案第 27 号、葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について説明申し上げます。提案理由でございますけれども、組織改正に伴いまして、総合教育センターに適応支援係を新設するほか、所要の改正をする必要があるため本案を提出す

るものでございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきたいと思います。新旧対照表でございます。改正内容でございますが、まず第2条のところ、現行の学校教育支援担当係を特別支援教育係に名称変更いたします。また、新たに適応支援係を設置するものでございます。

第3条の分掌でございますけれども、新たに設置いたします適応支援係でございますが、(1)の不登校対策に関することから、(4)の日本語指導に関するまでの四つの事務を分掌するものでございます。このうち(2)につきましては、現在の学校教育支援担当係から事務移管するものでございます。そのほか、組織改正に伴いまして文言を整理しているものでございます。

施行日でございますけれども、この訓令につきましては、令和2年4月1日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第27号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第28号、葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、議案第28号、葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。まず提案理由でございます。葛飾区体育施設条例の改正に伴いまして、スポーツクライミングセンターに係る規定を設ける必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容でございます。体育施設条例の改正により、条例付則にてスポーツクライミングセンターの管理を委員会が行う場合の規定を設けたところでございます。これに伴いまして、施行規則の付則に次の2項を加えるものでございます。まず第3項といたしまして、スポーツクライミングセンターの管理を委員会が行う場合の読み替え規定を2の表のとおり設けまして、左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、右欄に掲げる字句に読み替えて適用するものでございまして、使用申請の手続につきまして、指定管理者が行うとされているものを委員会が行う。あるいは利用料金を使用料に読み替えるなどを行うことで、委員会が管理できるよう適用していくものでございます。

また、条例第2条以下記載の規定につきましては、条例付則にて既に規定いたしました開館時間に関する事、また駐車場に関する事などの規定でございますので、こちらにつきましては適用しないこととするものでございます。

なお、読替え規定につきましては、別に葛飾区体育施設条例施行規則読替え対照表（抜粋）を添付させていただいております。

恐れ入ります、本文の3ページをご覧くださいまして、後段付則の4でございます。体育施設備付器具といたしまして、スポーツライミングシューズを設けまして、使用料を1人1回につき100円と定めるものでございます。

施行日でございます。この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** 異議なしと認め、議案第28号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第29号、教育委員会事務局管理職員の人事異動についてを上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、教育委員会事務局管理職員の人事異動について提出いたします。提案理由でございますけれども、教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるためでございます。別添のとおり、教育委員会事務局管理職員の人事異動を発令したいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、まず4月1日付人事発令の一覧を記載してございますけれども、まず4月1日付で職を命ずるものでございます。部長級からでございます。まず、菅谷学校教育担当部長でございます。現職は政策経営部参事でございます。

次に私、鈴木教育委員会事務局参事でございます。現職教育総務課長からの昇任でございます。続きまして、加納教育委員会事務局参事でございます。こちらは、現職同じでございますが、退職後の再任用ということでございます。

続きまして、その下、課長級でございます。まず、教育総務課長につきましては、私鈴木教育委員会事務局参事の事務取扱でございます。次に、森学校施設担当課長でございます。こちら現職清掃事務所長でございます。次に、山崎学務課長でございます。現職教育委員会事務局地域教育課長でございます。次に、柴田学校教育支援担当課長でございます。現職子育て支援部子育て推進担当課長でございます。次に、尾崎地域教育課長でございます。現職総務部人事課係長からの昇任でございます。次に、生涯学習課長でございますが、加納教育委員会事務局参事の事務取扱でございます。なお、尾形中央図書館長につきましては、令和3年3月31日までの再任用の任期更新でございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。続きまして、3月31日付で職を免ずるものでござい

す。まず部長級でございます。杉立学校教育担当部長でございます。こちらは、オリンピック・パラリンピック担当部長に新任でございます。加納参事につきましては、先ほど申し上げたとおり退職後再任用でございます。

続きまして、課長級でございます。秋元学校施設課長につきましては、施設部施設整備担当課長に新任でございます。杉谷学校施設整備担当課長につきましては、施設部学校施設計画担当課長に新任でございます。神長学務課長につきましては、総務部総合庁舎整備担当課長に新任でございます。山岸学校教育支援担当課長につきましては、福祉部西生活課長に新任でございます。山崎地域教育課長につきましては、学務課長に新任ということでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 29 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 30 号、幼稚園教育管理職員の人事異動についてを上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** 議案第 30 号、幼稚園教育管理職員の人事異動についてご説明をいたします。資料 1 枚おめくりください。園長につきましては、鈴木北住吉幼稚園長を退職後の再任用として、現職と同じ北住吉幼稚園長に採用するものでございます。

ご説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** 本来第 29 号の議案で質問したかったですけれども、新たに新任職でおつきになる方、特に我々が何年かお世話になった部長級の方、課長の方に、心より改めて感謝を申し上げたいのと、これからの新天地でのご活躍をご祈念申し上げます。以上です。

**○教育長** ありがとうございます。その他ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 30 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 30 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等 24 件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項 1、令和 2 年度葛飾区各会計予算の審査について(第 4 分科会)の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、令和2年度葛飾区各会計予算の審査についてということで、第4分科会にいただきましたご意見をご紹介します、ご報告させていただきたいと思います。

資料を1枚おめくりいただきまして、各会派のご意見でございます。まず、自由民主党議員団でございます。こちらにつきましては、自由民主党議員団からは、まずICT活用について、それからまた英語教育、それから数学やプログラミング教育。さらに教員の働き方改革、こちらシステムを利用、活用してということで働き方改革。それから小学校の通学路のグリーンベルトの改修工事について。さらに社会教育の分野では文化的景観である柴又の道路拡幅についての文化財保護の観点からのご意見。それからまた図書館システム。さらにかつしかっ子ブック事業等にご意見を頂戴したところでございます。

次に、葛飾区議会公明党からでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の対策ということできめ細かな対策。さらに教育情報化ということで、やはり教員の働き方改革についてのご意見。さらに学力伸び伸びプランですとか、学校給食費の無償化に対するご意見、さらに子ども会育成会連合会への助成。さらに高齢者の健康づくりについて介護予防事業との連携したスポーツといったところ。さらにクライミング施設の整備に伴う駐車場の整備等の事業に対して、ご意見を頂戴したところでございます。

次に、かつしか区民連合からでございます。こちらにつきましては、いじめ防止対策、スクールソーシャルワーカー、学校図書館のガイドラインの周知、コーディネーターの活用、総合教育センターの教育相談ですとか、にほんごステップアップ教室、日本語学級も含めて指導者の資質の向上、校内適応教室の拡充。さらに学校のほうに関しましては、校舎の建設経費ということで、小中学校近隣との合築も視野に入れた計画。さらに社会教育の分野では放課後支援事業等待機児童の解消を求めるものと、PTAの研修ですとか、図書館管理運営経費においては図書館の計画策定を求めるといったご意見。さらにクライミング施設に対する活用の検討ということでのご意見を頂戴しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、日本共産党葛飾区議会議員団からは、まず新型コロナウイルス感染症に関連する対応、給食費の全面無償化、就学援助に対する見直しのご意見、大規模開発等によります学校の教室不足ですとか、学童保育クラブ不足の解消、水元の旧教育資料館に対するご意見。さらに小学校体育館へのエアコン設置ですとか、チャレンジ検定の見直し、教員不足といったところにご意見をいただいたところでございます。

次に颯新かつしかでございます。こちらは教育長車の運行、それから小中学校の改築ですとか、学校給食の点についてご意見を頂戴したところでございます。

さらに無所属の議員からでございます。こちらについてはお1人目、オリンピック・パラリンピックの観戦、さらに校舎建設の経費ですとか、放課後授業、博物館の管理運営に対してご

意見を頂戴したところでございます。

次のページに行きまして、無所属議員のお2人目からでございます。中ほどになりますけれども、特別支援学級ですとか特別支援教室、こちらの今後の成果に期待するというもの。さらに読書の重要性ということで、読解力も含めてご意見を頂戴したところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、報告事項の1を終わります。

次に報告事項等の2、令和2・3年度青少年委員の委嘱についての報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、令和2・3年度青少年委員の委嘱について説明を申し上げます。青少年委員は、葛飾区青少年委員の設置に関する規則に基づきまして、葛飾区教育委員会に置かれているものでございます。1の目的でございます。青少年教育の振興のため委嘱するものでございまして、2の職務は、(1)から(4)に記載のとおりでございます。

3の任期は、令和2年4月1日からの2年間でございます。

4の委員数は73人で、裏面に氏名等を一覧にまとめてございます。なお、新任の委員は小学校6人、中学校5人となっております。

5の選考経過は、(1)から(4)に記載のとおりでございます。

6の今後のスケジュールでございます。5月21日、木曜日に委嘱式を行う予定としております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の2を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他何か事務局からありますか。

教育総務課長。

○教育総務課長 恐れ入ります、前回に引き続きまして、昨今の新型コロナウイルス感染症の関連の対策でご報告を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配付させていただきました資料によりまして、ご説明をさせていただきます。教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。まず1の、区立学校における対応についてでございます。(1)といたしまして、春季休業期間中についての内容でございます。まずア、子どもへの対応でございますが、臨時休業期間と同様に、学習に著しい遅れが生じることがないように、春季休業期間におきましても、引き続き、児童・生徒の実態等を踏まえまして、家庭学習を適切に課すようにするとともに、引き続き以下の点に留意するよう園児・児童・生徒に指導しているところでございます。

まず（ア）咳エチケットですとか手洗い、基本的な感染症対策の徹底。（イ）といたしまして、風邪症状のある場合は外出を控える。やむを得ず外出する場合にはマスクを着用。

（ウ）換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるといったところでございます。

次にイでございます。部活動等についてでございます。春季休業期間中の部活動につきましては、実施しないこととしてございます。今後の部活動及び対外試合等の予定につきましては、実施が可能と判断された場合に、計画を立てるようにするものでございます。

次に（２）入学式、幼稚園におきましては入園式でございますが、卒業式あるいは修了式と同様に、次のとおり規模を縮小して実施するというので、アにつきましては、参列者については、新入生（入園児）１人につきまして、保護者は２人まで。来賓は、ご招待を見送る。在校生（在園児）は不参加という形をとらせていただいております。

イといたしまして、式典の内容についても精選をして、時間の短縮を図る。

ウ、実施に当たりましては、風邪症状のある場合には参加しないように依頼する。それとともに、先ほども申し上げましたが、手洗いすとか、咳エチケットの励行、消毒薬の設置ということをしております。

次に（３）学校・園の始業式でございます。こちらは、修了式あるいは終業式と同様に、簡素化して実施するものでございまして、その際もできる限り集団にならないということで、分散して登校、登園するとともに、人が密集しない環境を確保するなど、感染症拡大防止の防護措置等を講じるようにするというので、在校、在園時間は、それに伴いできる限り短くするというので工夫をしているところでございます。

２番でございます。学校における児童の預かり状況、学童保育クラブの利用状況でございます。最後のページをご覧くださいと、別紙がついてございます。１枚おめくりいただきまして、裏面をご覧ください。こちら、３月２日から春季休業日前の２５日までの区立小学校でのその期間の預かりと学童保育クラブの状況についてまとめたものでございます。最後の下から２番目の計のところをご覧くださいと、区立小学校４９校での預かりにつきましては、合計で９,７０９名、１日平均にしますと５７１名。さらに学童保育クラブの利用につきましては、やはり下から２番目を見ていただきますと、３万４,９３６人、１日平均ですと１,７４７人のご利用があるというところでございます。

恐れ入ります、２ページ目にお戻りください。３番の学校以外の各施設の状況等でございます。こちら、記載してございます全ての区立図書館から、その次のページ、日光林間学園の一部の施設、こちらに至るまで、４月１日から４月１２日までを利用の休止あるいは一部の利用の制限という形で取り扱わせていただいているところでございます。

恐れ入ります、３ページをご覧くださいまして、４番、主なイベントの状況でございます。

こちら、まず（１）にございます、葛飾区民体育大会総合開会式、４月１２日の日曜日の予定ですが、こちらは中止とさせていただきたいと考えてございます。（２）スポーツライミングセンターのオープニングイベント、４月２５日ですけれども、延期。こちらの時期は未定でございますが、延期とさせていただきたいと考えております。（３）葛飾区子どもまつり、４月２６日でございますけれども、こちらは中止ということで考えてございます。（４）渡辺明杯かつしか子ども将棋大会、こちら４月２９日の祝日を予定してございますが、こちらは現在開催の可否について、関係団体と協議をしているところでございます。

５番、その他といたしまして、まず放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）につきましては、４月３０日まで中止とさせていただくことになってございます。また、（２）にございます、学童保育クラブの使用料等でございますが、こちらにつきましては、臨時休業期間中ございましたけれども、３月分の月額使用料を、月額単位ではなくて、利用日に応じた日割りとさせていただくということでございます。なお、こちらについては、４月、来月につきましても同様の取り扱いをさせていただきたいと考えてございます。さらにその下、育児休業中からの復職期限の１か月延長ということでございますが、こちら入所に係る取扱いといたしまして、通常ですと、入所月の末日までの育休からの復職というのが入会の対象となっておりますが、今般のコロナウイルスの関係で、育休期間を延ばしたいという方のために、その期間を１か月延長して、５月末日までとしたものでございます。

説明については以上となりますけれども、ただいまの取扱いの中で、今後の取組につきましては、いずれも現時点のものということでございまして、状況によりまして変更することがございますのでよろしくお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** もう既に教育委員会から文書や連絡等で周知をしていただいておりますけれども、非常に新型コロナウイルス感染症の件、先行きが不透明で全く見えません。そういう中で、やはり情報の提供というのは非常に大事であろうというふうに思いますので、今後とも共有できるようにぜひお願いをしたいと思います。特に学校に対して、あるいは子どもに対して。子どもというよりも家庭に対してと言ったほうがいいのかもかもしれません。そういうふうに対応の箇所を明確にして、情報を提供いただけるようお願いしたいと思います。

また、政府ではマスクを各学校に配布しますよと言っていますけれども、今買いに行ってもないのでよね。本当に厳しい状況であります。特別に政府はもう買い込んでいると言っていますけれども、なかなか裾野におりてきていないというのが現状でありまして、そういう意味でもこうしたものの確保の視点から、あるいは消毒液等の確保についてもぜひ学校にご努力いただかなければいけないと。そのあたりの応援をぜひ教育委員会でもお願いしたいなと思いま



す。以上です。

**○教育長**

教育総務課長。

**○教育総務課長** まず、学校、家庭への情報提供、まめにしていきたいと思います。ただ、気を付けなければならないのは、日々状況が刻々と変化してございますので、それによって学校ですとか家庭が混乱することがないように見極めた上で情報を提供していきたいと思っております。

さらにマスク、消毒液でございますけれども、まずマスクにつきましては、やはり委員ご指摘のとおりなかなか調達が難しい状況になってございます。昨今国のほうも確保に動き出しているようでございますけれども、詳細についてはやはり明らかにされていないということでございます。文部科学省、自作のマスクのつくり方を紹介されたりということもございまして、やはり感染防止の観点からできることは何かというところを見定めてまいりたいと考えてございます。

さらに消毒薬、マスクも一緒なのですけれども、区全体として現在危機管理を担当する部署で調達に努めてまいりまして、消毒薬につきましては、エタノール、それから次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、一定のめどが立ったというような話もございまして。既に今日、各学校には次亜塩素酸ナトリウムの溶液を配布しているような状況もございまして、引き続き安定的な調達先なども探っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○日高委員** よろしくお願ひします。

**○教育長** ほかに、ご質問などございますでしょうか。

塚本委員。

**○塚本委員** 今、日高委員がおっしゃっていただいたのですが、私も教育委員会という委員構成の中で情報の共有化を非常に感じています。と申しますのは、今この時代ですから、SNSでフェイクニュースまがいのものがどんどん出ますと、逆に親御さんたちにしてもそうだし、子どもたちも変な方向に導かれる。一番それが今回の、新型コロナウイルス感染症に関しての一番危惧すべき点だと思いますので、その辺もあわせて、これからも大変なお仕事だと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひです。

**○教育長** そのほかに、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

**○齋藤委員** 新型コロナウイルス感染症にも関連はするのですけれども、5年から10年ほど前に、学校給食の無償化について私が全国調べましたら、小さな自治体でやっぴまして、なかなか大きいところでは難しいという状況を感じていましたので、必要だと思ひましたけれども、これまで様子を見てきたと思うのですが、この5年ぐらひの間に全国でかなり増えてきている

という中で、この数か月の間では、明石市が給食のことをやると。

それから今月に入って、松井大阪市長が、再来年度からどうしようかということを検討していた中で、新型コロナウイルス感染症対策の経済的負担を解消するために、4月から来年度の3月まではその対策として無償化をまずやると。予算は予算案を修正してやるという答弁をされたということで、今、大阪市が修正したかどうかというのはわかりませんが、そういう流れがあると。そして、令和3年度に向けてどうするかはさらに検討していきたいというような答弁がされて、そういう流れが小さい自治体だけではなくて、今、全国的にその動きが出ているときになってきています。特に新型コロナウイルス感染症対策で経済的負担を軽減するという視点は非常に大事なことなので、この辺についてどう考えるかということは検討に値すると私は思っています。しかも直接家庭に関係あるので、大阪市は所得制限なしでとにかくやるということのようですので、その辺の情報をしっかり収集していただくと同時に、考えていただく必要があると思います。

そういうことで、共稼ぎで子育て支援で日本一とかという話も出ているような葛飾区ですから、率先してそういう姿勢を示していくことになるのではないかと思いますので、真剣に考えていただきたいということを私は表明しておきたいと思います。

**○教育長** ご意見ということでよろしいでしょうか。

**○齋藤委員** はい、いいです。

**○教育長** そのほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで、令和2年教育委員会第5回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後12時24分